

## 第15章 府、市町村における公害・環境行政体制の整備

### 第1節 府における状況等

#### 第1 組織の概要

本府では公害を防止し、生活環境を保全することにより府民の健康を保護するため、昭和45年11月に公害対策を担当する組織として生活環境部を設置し、その整備・強化を図るとともに、昭和48年4月には自然環境保全対策担当部門として農林部に自然保護課を、また、環境汚染に係る保健対策担当部門として衛生部に環境保健課をそれぞれ設置するなど、公害・環境行政に関する組織の整備、拡充に努めてきた（表3-15-1及び図3-15-1）。

表3-15-1 公害・環境行政主要組織の変遷

年 月	事 項
昭28. 2	衛生部環境衛生課に公害係 設置
33. 5	商工部振興課に公害係 設置
36. 4	商工部に公害課 設置
38. 8	企画部に企画総務課（分掌事務：公害防止の基本対策に関する業務及び調整業務）設置
41. 4	企画部に公害室（企画調整課、指導課）設置（衛生、商工両部の公害業務を引継ぐ）
43. 9	公害監視センター（庶務課、監視課、検査課、調査室）設置
45. 4	公害室を企画調整課、大気課、水質騒音課の3課に拡充
11	生活環境部に環境整備課 設置 公害室堺分室（分掌事務：堺東北臨海工業地帯の公害対策の推進）設置 大阪府公害審査会 設置
46. 3	大阪府公害対策審議会 設置
7	水質騒音課に地盤沈下班 設置
10	大阪府水質審議会 設置
12	公害室に特殊公害課 設置、水質騒音課を水質課に改称
48. 4	公害対策課に計画管理係（分掌事務：環境管理計画及び大阪地域公害防止計画の進行管理）設置 衛生部に環境保健課（分掌事務：公害保健業務）設置 農林部に自然保護課（分掌事務：自然環境保全業務）設置
49. 4	水質課に瀬戸内海保全係 設置 公害監視センターの検査課を大気検査課、水質検査課、騒音検査課の3課に拡充 環境科学センター設立準備室 設置 府警察本部防犯部に公害課 設置
5	大阪国際空港周辺整備機構 設立



## (付表)

部 課		分 掌 事 務	
生 活 環 境 部	生活総務課	部の行政の総合企画、調整、予算、経理、組織、広報・公聴等	
	環境整備課	生活環境整備対策の企画、調整及び推進 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等	
	公害 室	公害対策課	公害防止対策の立案、調整及び推進並びに公害防止の融資、助成 公害健康被害補償法、公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行等
		大気課	大気汚染防止法、悪臭防止法、府公害防止条例の施行等
		水質課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法、工業用水法、府公害防止条例の施行等
		特殊公害課	騒音規制法、府公害防止条例の施行等 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進
	公害監視センター	公害の状況の監視、公害試料の検査、分析及び公害の調査研究	
農 林 部	水産室	漁業公害の監視等の漁場保全対策業務	
	水産試験場	漁況、海況の調査研究	
	農林技術センター (環境部)	農作物等の公害の調査、分析及び試験研究	
	経営指導課	農業公害対策業務	
	自然保護課	自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護対策業務 自然環境保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、府自然環境保全条例の施行等	
衛 生 部	環境保健課	環境保健体制の整備及び公害の人体影響調査	
	公衆衛生課	保健所における公害保健業務	
	公衆衛生研究所	大気汚染の人体影響に関する研究	

## 第2 公害関連事業費

昭和51年度における公害防止関連事業費（決算（見込）額）は約411億円で、前年度に比して約22%減少している（表3-15-2。詳細は付録1 昭和51年度公害関連主要事業費一覧 参照）。

表3-15-2 公害関連事業費（部局別）

（単位：千円）

部局	決算額等	決算（見込）額		増減率
	年度	昭51	50	
生活環境部		8,073,693	12,912,246	△37.5%
総務部		455,000	——	——
企画部		21,451	12,441	72.4
衛生部		334,360	383,471	△12.8
商工部		2,336,173	1,642,567	42.2
農林部		1,179,622	2,039,058	△42.1
土木部		23,961,361	27,487,294	△12.8
建築部		74,880	163,726	△54.3
水道部		3,572,195	6,714,048	△46.8
公安委員会		985,109	1,250,798	△21.2
教育委員会		153,548	295,555	△48.0
合計		41,147,392	52,901,204	△22.2

### 第3 市町村に対する助成等

公害現象に対する規制を迅速かつ適確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

本府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機能の整備充実を図るために必要な助成措置を講じてきている。

#### (1) 大阪府公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、昭和51年度には、大阪市ほか43市町村に対し、総額6,954万9,000円を交付した。

#### (2) 大阪府公害観測車等整備事業費補助金の交付

市町村における公害監視測定機能の充実を図るため、市町村が公害観測車等基礎的機器を整備する場合に、整備の年次計画に基づき必要経費の2分の1以内で補助金を交付することとしており、この計画の最終年度である昭和51年度においては、堺市ほか15市町村に対し、総額843万8,000円を交付した（表3-15-3）。

#### (3) 用地先行取得及び跡地買上資金の貸付

昭和45年度から市町村又は市町村の土地開発公社が公害発生工場の移転用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を貸し付けている。

昭和51年度においては、大阪市に対して工場移転跡地買上資金貸付金として1億5,000万円を貸し付けた。

表3-15-3 公害観測車等整備事業補助実績（昭和51年度）

区 分	測 定 機 器 等 の 種 類	台 数
大 気 汚 染	硫黄酸化物測定記録装置	1 台
	粉じん "	2
	オキシダント "	1
	窒素酸化物 "	3
	炭化水素 "	1
	自動車排出ガス "	3
	風向・風速、温・湿度 "	2
水 質 汚 濁	水素イオン濃度 "	1
そ の 他	公害監視パトロール用車輛	8
合	計	22

## 第2節 市町村における状況等

### 第1 組織の概要

市町村は、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、府の公害の防止に関する施策に準じて必要な施策を実施するなど地域住民に密接に関連する生活環境の保全について極めて重要な役割を担っている。

このため市町村においては、いわゆる典型7公害を含め各種の生活環境の阻害現象に対応して環境行政組織の整備・強化を図るとともに、公害対策の基本的事項を調査、審議する公害対策（環境保全）審議会、公害問題に関する住民の意向のは握等を目的とする公害（環境）モニターの設置など当該地域に即応した公害・環境行政体制の充実を図っている（表3-15-4）。

表3-15-4 市町村における公害担当組織等の状況

(1) 公害担当組織

(昭和52年4月1日現在)

該当市町村等 内 容		該 当 市 町 村		職 員 数		
		市 町 村	合 計	事務系	技術系	合 計
本 庁	公害専門部(局)を有している市町村	大阪市(275)、堺市(76)、豊中市(39)、東大阪市(52)	4市	98	230	328
	公害専門課(室)を有している市町村	岸和田市(17)、吹田市(30)、高槻市(33)、守口市(17)、枚方市(30)、茨木市(21)、八尾市(26)、泉佐野市(8)、寝屋川市(25)、門真市(14)、高石市(6)、島本町(2)、熊取町(2)、岬町(2)	11市3町	108	102	210
	公害専門係(班)を有している市町村 (専門課(室)を設けることなく、専門係(班)により対処しているものをいう)	泉大津市(6)、池田市(10)、貝塚市(8)、富田林市(9)、河内長野市(7)、松原市(13)、大東市(11)、和泉市(11)、箕面市(8)、柏原市(6)、羽曳野市(9)、摂津市(7)、藤井寺市(6)、泉南市(4)、四条畷市(5)、交野市(5)、忠岡町(1)	16市1町	53	18	71
	公害専任職員を有している市町村 (上記以外のもので専任職員により対処しているものをいう)	能勢町(1)、狭山町(3)	2町	3	0	3
	合 計		31市6町	262	350	612
出 先 機 関	公害センター又は公害研究所を有している市町村	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、岬町	5市1町			
	その他の出先機関を有している市町村	泉佐野市	1市			

(注) 1 本表は環境庁の実施した「地方公共団体の環境保全対策について(昭和51年度)」の調査及び本府の別途の照会(昭52.6.13公害第102号)に基づき作成したものである(以下(2)の表について同じ)。

2 ( ) 内は当該市町村の人口(単位:万人、千人以下切り捨て)を示す。

## (2) 公害対策審議会等

内 容	該 当 市 町 村	
	市 町 村	合 計
公害対策審議会等を置いている市町村	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、大東市、和泉市、高石市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、忠岡町、岬町	16市2町
公害モニター等を置いている市町村	岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、寝屋川市、高石市	6市

## 第2 公害対策事業費

府下市町村における昭和50年度の公害対策事業費（決算額）は約1,135億円で、前年度（約1,103億円）に比して2.9%の増加をみせ、公害防止事業費（89.1%）が大部分を占めているが、人件費等の一般経費のほか健康被害救済経費が増加してきている（表3-15-5）。

このうち公害防止事業費を関連事業の種類別及び対策別にみると、事業の種類別では、下水道整備事業費（62.9%）、廃棄物処理施設整備事業費（19.1%）が、また、対策別では、水質汚濁対策費（67.9%）、廃棄物対策費（17.8%）が主なものとなっている（表3-15-6）。

### 第3-15-5 市町村における公害対策事業費（昭和50年度）

（単位：千円）

経費の項目	決算額等		増減率
	年度		
	昭 50	49	
一 般 経 費 （人件費、広報活動費等）	3,638,521	2,921,362	24.5%
公 害 規 制 及 び 調 査 研 究 費 （機械器具購入費、監視測定事務費等）	950,344	951,484	△ 0.1
公 害 防 止 事 業 費	101,078,724	103,171,920	△ 2.0
公 害 防 除 施 設 整 備 資 金 （助成金、貸付金）	1,472,998	1,217,419	21.0
健 康 被 害 救 済 経 費	5,466,299	1,267,859	431.1
そ の 他	877,269	733,414	19.6
合 計	113,484,155	110,263,458	2.9

（注）本表は、自治省が実施した「昭和50年度公害対策事業費の決算について」の調査に基づき作成したものである（以下「表3-15-6」について同じ。）。

表3-15-6 市町村における公害防止事業費（昭和50年度）

(1) 事業の種類別

(単位：千円)

事業の種類	年度 金額	昭 50		49
		決算額	構成比 (%)	決算額
下水道整備事業		63,600,705	62.9	59,718,996
緩衝緑地等整備事業		1,963,594	2.0	1,406,947
廃棄物処理施設整備事業		19,319,121	19.1	23,547,643
教育施設等の移転及び施設整備事業		5,697,889	5.6	7,815,963
港湾漁港等浄化事業		1,254,500	1.3	786,800
河川、湖沼等の浄化事業		943,385	0.9	1,149,463
農用地等の客土施設改築事業等		467,237	0.5	362,031
地盤沈下対策事業		3,852,410	3.8	3,851,041
その他		3,979,883	3.9	4,533,036
合 計		101,078,724	100.0	103,171,920

(2) 対策別

(単位：千円)

対策の種類	年度 金額	昭 50		49
		決算額	構成比 (%)	決算額
大気汚染対策		2,502,219	2.5	3,693,498
水質汚濁対策		68,646,825	67.9	64,721,222
土壌汚染対策		312,202	0.3	263,787
騒音・振動対策		5,551,286	5.5	5,398,957
地盤沈下対策		3,852,410	3.8	3,851,041
悪臭対策		1,607,802	1.6	1,207,156
廃棄物対策		17,993,704	17.8	22,522,234
その他		612,276	0.6	1,514,025
合 計		101,078,724	100.0	103,171,920

### 第3 公害防止条例等の制定状況

府下市町村においては、各種の生活環境の阻害現象に対処するため、公害・環境行政組織の整備、拡充と併せて当該地域の自然的、社会的条件に応じて、必要な規制を行うこととしており、日照・電波障害等の防止、空地の適正管理などのほか、自然保護、文化財の保護に関する措置を含め、広く公害防止と環境保全に関する事項を内容とした条例を制定している。

昭和52年4月1日現在におけるそれら条例の制定状況は表3-15-7のとおりで、府下44市町村の約半数に当たる21市町が環境保全に関する条例を制定している。

これら市町村の環境保全に関する条例の型式は、おおむね次のように分類することができる（以下表3-15-7の型式分類に用いる。）。

- ① 環境保全に関する基本条例のもとに公害防止条例等を制定している市町村（基本条例のみを制定している市を含む）…………… 4市1町
- ② 公害防止と生活環境の保全とを併せた総合的な環境保全に関する条例を制定している市町村……………10市1町
- ③ 公害防止に関する条例とそれ以外の生活環境の保全に関する条例を別個に制定している市町村…………… 3市
- ④ 環境保全に関する基本的事項を憲章的に定めた条例を制定している市町村…………… 2市

また、市町村の公害防止条例等においては、地域の汚染の改善と未然防止を図るため、工場等の立地規制に関する規定を設けているものがあり、その内容は、工場等の設置の許可制をとっているものが6市、また、工場等の設置の事前協議制をとっているものが2市となっている。

表3-15-7 市町村における公害防止条例等の制定状況

(昭和52年4月1日現在)

市町村	公害防止条例等			条例の主要内容			型式 分類
	名称	制定年月日	施行年月日	規制基準 の設定	立地規制 の措置	公害防止協 定の締結	
高槻市	高槻市生活環境の向上等に関する基本条例(昭和44年高槻市条例第41号)	昭44.9.1	昭44.11.1				①
	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和47年高槻市条例第44号)	50.6.26	50.7.1	○	○	○	
枚方市	枚方市公害防止条例(昭和46年枚方市条例第38号)	46.12.24	47.4.1	○	○	○	③
	枚方市生活環境条例(昭和49年枚方市条例第1号)	49.1.4	49.4.1				
吹田市	吹田市公害防止条例(昭和47年吹田市条例第12号)	47.4.1	47.4.1			○	③
	吹田市民の環境をよくする条例(昭和49年吹田市条例第13号)	49.4.1	49.10.1				
島本町	島本町生活環境保全に関する基本条例(昭和47年島本町条例第17号)	47.6.1	47.6.1				①
	島本町地下水汲上げ規制に関する条例(昭和50年島本町条例第13号)	50.6.26	50.7.1	○			
茨木市	茨木市の環境保全に関する条例(昭和47年茨木市条例第28号)	47.10.24	47.12.1	○			②
交野市	交野市民の生活環境を守る条例(昭和48年交野市条例第3号)	48.3.1	48.3.1				④
東大阪市	東大阪市の環境保全に関する基本条例(昭和48年東大阪市条例第8号)	48.4.2	48.4.2				①
	東大阪市公害防止条例(昭和48年東大阪市条例第9号)	48.4.20	48.9.1	○	○	○	
門真市	門真市生活環境基本条例(昭和48年門真市条例第20号)	48.6.26	48.6.26				④
豊中市	豊中市環境保全条例(昭和48年豊中市条例第40号)	48.10.15	48.12.1	○	○	○	②
池田市	池田市民の住環境を守る条例(昭和49年池田市条例第7号)	49.4.1	49.10.1				③
	池田市民の緑を守り育てる条例(昭和50年池田市条例第19号)	50.6.25	50.10.1				
四条畷市	四条畷市生活環境条例(昭和50年四条畷市条例第8号)	50.3.25	50.9.1				②
泉南市	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和50年泉南市条例第11号)	50.3.29	50.8.1	○	○	○	②
河内長野市	河内長野市より良い環境をつくる条例(昭和50年河内長野市条例第18号)	50.6.18	50.9.17		△	○	②
岸和田市	岸和田市環境保全条例(昭和51年岸和田市条例第17号)	51.3.31	52.3.31	○	○	○	②
泉大津市	泉大津市環境保全条例(昭和51年泉大津市条例第14号)	51.4.1	51.6.30		△		②
忠岡町	忠岡町環境保全条例(昭和51年忠岡町条例第29号)	51.8.10	51.8.10				②
守口市	守口市民の環境を守る基本条例(昭和52年守口市条例第19号)	52.3.28	52.4.1				①
貝塚市	貝塚市環境保全条例(昭和52年貝塚市条例第6号)	52.4.1	53.1.1(予定)				②
八尾市	八尾市民の環境を守る基本条例(昭和52年八尾市条例第13号)	52.4.1	52.4.1				①
箕面市	箕面市環境保全条例(昭和52年箕面市条例第24号)	52.4.1	52.10.1			○	②
摂津市	摂津市生活環境条例(昭和52年摂津市条例第9号)	52.4.1	52.7.1			○	②

- (注) 1 「型式分類」欄の番号は本文中の型式分類に対応する。  
 2 「立地規制の措置」の欄中「○」は工場等設置の許可制を、「△」は工場等設置の事前協議制をとっているものを示す。

#### 第4 公害防止協定の締結状況

公害防止協定は、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であるところから、公害規制法、公害防止条例等を補完するものとして広く活用されている。

昭和51年10月1日現在で市町村及び住民と事業者との間において締結されている協定は、市町村が握しているもので108件（18市町）となっており（表3-15-11参照）、これら公害防止協定の締結については、10市町が公害防止条例等に市（町）長あるいは事業者の責務として根拠規定を設けている。

また、公害防止協定を締結している事業所を業種別にみると、金属製品業が35件（23.0%）で最も多く、次いで化学工業が31件（20.4%）となっており（表3-15-8）、公害防止協定における住民参加の状況は表3-15-9のとおりで、住民団体が単独で事業所と締結しているものは28件（26%）となっている。

表3-15-8 公害防止協定締結事業所の業種別内訳

（昭和51年10月1日現在）

業 種	事業所数	業 種	事業所数
農 業 等	2	窯 業 ・ 土 石	25
建 設	2	鉄 鋼	9
食 料 品	8	非 鉄 金 属	5
衣 服 ・ 織 維	2	金 属 製 品	35
木 材 ・ 木 製 品	2	機 械 、 器 具	5
紙 ・ パ ル プ	4	電 気 等 供 給	4
化 学 工 業	31	そ の 他	12
石 油 ・ 石 炭 製 品	6	合 計	152

（注） 本表は、環境庁の実施した「公害防止協定の締結状況について（昭和51年）」及び「地方公共団体の環境保全対策について（昭和51年度）」をもとに作成したものである（以下表3-15-9について同じ。）。

表3-15-9 公害防止協定における住民参加の状況

(昭和51年10月1日現在)

区	分	締結件数
	住民団体が単独で事業所と締結しているもの	28
	地方公共団体と住民団体が共同で事業所と締結しているもの	3
	地方公共団体と事業所の協定に住民団体が立会人として参加しているもの	5
合	計	36

#### 第5 公害防止資金の融資制度等の設置状況

中小企業者が行う公害防止施設等の整備を促進させるため、府下市町村のうち、8市が各種の公害防止資金の融資制度を設けている(表3-15-10)。

また、公害防止施設に対する補助金等の制度が12市町で設けられている(表3-15-11参照)。

以上の第1から第5までをとりまとめてその概要を示すと表3-15-11のとおりである。

表3-15-10 市町村における公害防止資金融資制度の設置状況

市町村名	制度の名称	融資対象者	資金の用途
大阪市	大阪市公害防止設備資金融資要綱	市内で1年以上、事業を営み公害防止の必要があると認められる中小企業者	公害防止設備の設置改善、工場等の移転
堺市	堺市中小企業公害防止施設資金特別融資要綱	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業又はその組合（資本金額又は出資総額が1億円以下、従業員数が300人以下）	大気汚染処理施設、汚水処理施設、騒音・振動防止施設
岸和田市	岸和田市中小企業公害防止資金特別融資要綱	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者（資本金額又は出資総額が1億円以下、従業員数が300人以下）	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善
高槻市	高槻市中小企業公害防止資金特別融資要綱	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者（資本金額又は出資総額が1億円以下、従業員数が300人以下）	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善又は事業場の移転
守口市	守口市小企業者事業資金融資要綱	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合（資本金額又は出資総額が300万円以下、従業員数が20人以下）	運転資金、設備資金
寝屋川市	寝屋川市公害防止資金融資要綱	市内で1年以上、事業を営んでいる小企業者（資本金額又は出資総額が300万円以下、従業員数が20人以下）	公害を防止するために必要な機械装置等の設置改善
門真市	門真市公害防止資金融資要綱	市内で1年以上、事業を営み公害防止の必要があると認められる中小企業者	公害防止施設及び公害測定機器
東大阪市	東大阪市中小企業公害防止資金特別融資等に関する要綱	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者（資本金額又は出資総額が1億円以下、従業員数が300人以下）	公害を防止するために必要な機械、装置等の設置、改善又は事業場の移転

(注) 本表は、環境庁が実施した「地方公共団体の環境保全対策について（昭和51年度）」をもとに作成したものである。

(昭和51年10月1日現在)

貸付条件		利率	昭和51年度	昭和50年度融資実績		
融資限度額	貸付期間		予算額	予算額	実績	
					件数	金額
万円		%	千円	千円	件	千円
2,000	7年 (1年据置 半年均等返済)	8.9	1,260,000	2,000,000	208	1,483,200
400	据置期間(6ヵ月)を 含み5年	8.5	120,000	120,000	37	95,500
500	5年 (半年据置、 半年均等返済)	8.3	832	24,175	4	7,500
700	5年 (1年据置、 半年均等返済)	8.9	預託金 15,000 利子補給金 1,530 計 16,530	75,000	1	800
300	有担保 60ヵ月 無担保 30ヵ月 (半年据置、 隔月均等返済)	8.6	585,000	315,250	4	8,700
350	5年 (1年据置、 半年均等返済)	8.6	6,000	30,000	7	18,400
有担保 500 無担保 300	有担保 5年(1年据置、 隔月分割返済) 無担保 3年(1年据置、 隔月分割返済)	8.6	10,000	60,000	0	0
400	5年 (1年据置、 半年均等返済)	8.6	預託金 50,000 利子補給金 31,380 計 81,380	150,000	59	134,600

表3-15-11 市町村における公害・環境行政の概要一覧

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	人員	大気	水質	騒音 振動	
大阪市	環境保健局 環境部	企画調整課 審査課 廃棄物指導課 規制課 公害規制隊	175	○	○	○	
堺市	公害対策部	公害総務課 大気課 水質騒音課 産業廃棄物指導課	67	△	○	○	
岸和田市	生活環境部	公害対策課	11			○	岸和田市環境保全条例
豊中市	公害対策部	公害対策課 空港対策課	37	△	○	○	豊中市環境保全条例
池田市	生活環境部	安全公害課	8			○	池田市民の住環境を守る条例
吹田市	環境保健部	公害対策課	25	△	○	○	吹田市公害防止条例
泉大津市	市長公室	生活環境課	6			○	泉大津市環境保全条例
高槻市	保健環境部	環境保全課	38	△	○	○	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例
貝塚市	市民部	交通公害課	4			○	貝塚市環境保全条例
守口市	生活環境部	公害対策課	21			○	守口市民の環境を守る基本条例
枚方市	生活環境部	公害対策課	24		○	○	枚方市公害防止条例
茨木市	企画部	公害対策課	13			○	茨木市の環境保全に関する条例
八尾市	生活環境部	公害課	19		○	○	八尾市民の環境を守る基本条例
泉佐野市	環境経済部	公害交通課	5			○	
富田林市	産業部	生活環境課	3			○	
寝屋川市	生活環境部	公害対策課	13			○	
河内長野市	生活環境部	市民生活課	1			○	河内長野市より良い環境をつくる条例
松原市	市民部	公害衛生課	4			○	
大東市	民生部	公害防災課	4			○	
和泉市	産業衛生部	交通公害課	6			○	
箕面市	生活環境部	環境保全課	4			○	箕面市環境保全条例
柏原市	市民部	市民安全課	5			○	

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○			○	○
○	○	1	○	○
○	○			○
○				
○	○	2		
		2		○
○		35	○	○
		1		
			○	○
○	○	11		○
		9		○
○		1		
		2		
	○	3	○	○
		1		
○				
○		4		
		1		

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	人員	大気	水質	騒音 振動	
羽曳野市	生活環境部	環境保全課	3			○	
門真市	市民福祉部	公害対策課	16			○	門真市生活環境基本条例
摂津市	市長公室	市民生活課	3			○	摂津市環境保全条例
高石市	生活環境部	公害対策課	12			○	
藤井寺市	生活環境部	市民安全課	4			○	
東大阪市	都市公害部	環境保全課 公害審査課 企業団地整備課 公害規制課	49	△	○	○	東大阪市公害防止条例
泉南市	市民生活部	公害交通課	4			○	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例
四条畷市	市民部	生活環境課	4			○	四条畷市生活環境条例
交野市	生活環境部	生活環境課	4			○	交野市民の生活環境を守る条例
島本町	環境建設部	環境課	4			○	島本町生活環境保全に関する基本条例
豊能町 (旧東能勢村)		企画室				○	
能勢町		企画室	1			○	
忠岡町	生活環境部	産業公害課	4			○	忠岡町環境保全条例
熊取町	生活環境部	公害防災課	4			○	
田尻町		生活環境課				○	
岬町		公害対策課	5			○	
阪南町	住民部	環境対策課				○	
太子町	建設部	産業課				○	
河南町		産業経済課				○	
千早赤阪村		産業建設課				○	
狹山町		環境衛生課	2			○	
美原町		生活環境課				○	

- (注) 1 人員数は公害行政に従事する専任職員のみを示した。  
2 条例事務委任状況欄の「○」は工場、事業場に対する規制権限の委任を示し、「△」は事業場のみに対する規制権限の委任を示す。

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
			○	○
		8		
○	○	21		
○		3	○	
○				
○				
○				
		1		
○				○
○		1		
		1		